

参考資料

◆浜松市関係各課資料◆

・ 浜松市がん患者等支援事業について（健康医療課）	1
・ 高齢者予防接種の種類及び定期予防接種対象者（健康増進課）	2
・ 市民税非課税世帯に属する方の予防接種自己負担金の免除申請について（健康増進課）	2
・ 带状疱疹ワクチン任意接種について（健康増進課）	3
・ 児童福祉施設等における建築基準法の運用について（建築行政課）	4
・ 建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度のお知らせ（建築行政課）	5
・ 未届有料老人ホームに係る情報提供について（高齢者福祉課）	6
・ 高齢者の救急について（消防局警防課）	8
・ 防災物品について（消防局予防課）	9
・ 社会福祉施設等における防火安全対策（消防局予防課）	10
・ 結核発生時の対応（生活衛生課）	11
・ インフルエンザ等対策（生活衛生課）	11
・ ノロウイルス感染拡大防止対策（生活衛生課）	12
・ ノロウイルス食中毒予防対策（生活衛生課）	13
・ レジオネラ症防止対策（生活衛生課）	13
・ 生活保護法による指定について（福祉総務課）	15
・ 浜松市の外国人の雇用に関する施策の紹介（産業振興課、国際課）	16

浜松市がん患者等支援事業について

対象者への周知等にご協力ください

問い合わせ先
健康福祉部健康医療課
担当 健康医療グループ
TEL 053-453-6178



①小児・若年がん患者在宅療生活支援事業費の助成

過去助成実績 R4:21件
R5:12件



対象者：がんの治療を目的とした治療を行わないがん患者（医師に一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）の市民のうち、以下サービスの利用時に40歳未満の方

対象年齢	対象サービス	補助率、補助上限額
0歳～20歳未満で小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業による補助を受けている方	居宅サービス	補助対象経費の9/10以内（上限45,000円）
	居宅サービス	
	福祉用具貸与	補助対象経費の9/10以内（上限27,000円）
	福祉用具購入	補助対象経費の9/10以内（上限45,000円）
・20歳～40歳未満の方 ・0歳～20歳未満で上記補助を受けていない方		

②がん患者医療用補整具購入費の助成

過去助成実績 R4:230件
R5:255件



対象者：がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている市民

補助対象品	注意事項	補助率、補助上限額
医療用ウィッグ	・がん治療により脱毛した方 ・全頭用に限る	購入金額の1/2（上限2万円）
乳房補整具	・乳房切除手術をした方 ・左記いずれかのみ申請可能	購入金額の1/2（上限2万円）
		購入金額の1/2（上限10万円）

③若年がん患者等妊よう性温存治療費の助成

過去助成実績 R4:8件
R5:6件



対象者：がん治療等により生殖機能が低下又は失うと医師に判断された市民のうち、凍結保存時に43歳未満の方（誕生日前々日まで）

補助対象：	妊よう性温存治療	胚凍結、未受精卵子凍結、精子凍結、卵巣組織凍結、精巣内精子採取凍結等
	温存後生殖補助医療	凍結した胚、未受精卵子、精子等を用いた生殖補助医療等

※実施医療機関が指定されており、対象者ごとに補助額が異なります。



いずれの助成も対象の可否や補助額を確認するため、必ず事前に問い合わせ先までご連絡ください。

高齢者予防接種の種類及び定期予防接種対象者



問い合わせ先
健康福祉部健康増進課
担当 調整・予防グループ
TEL 053-453-6119

(1)高齢者用肺炎球菌

①65歳の方

※65歳の誕生日を迎えた方へ、順次接種券を発送しています。

- ②接種日当日60歳以上で、**心臓、腎臓、呼吸器、免疫の機能**に重い障がい
(身体障害者手帳1級相当)がある方 ※肢体、視覚、聴覚障害等は含みません

対象外

- ・過去に公費助成を受けて接種している方
- ・5年以内に高齢者用肺炎球菌を接種している方
- ・通算3回目以上の接種となる方



(2)インフルエンザ(接種期間:10月1日～1月31日)

- ①接種日当日65歳以上の方
- ②接種日当日60歳以上で、**心臓、腎臓、呼吸器、免疫の機能**に重い障がい
(身体障害者手帳1級相当)がある方 ※肢体、視覚、聴覚障害等は含みません

市民税非課税世帯に属する方の予防接種自己負担金の 免除申請について



浜松市に住民登録のある高齢者予防接種(高齢者用肺炎球菌、インフルエンザ)の対象者で、市民税非課税世帯(世帯全員が非課税)の方は、**接種前に申請**することで、無料接種券の交付が受けられます。**接種後の払い戻しはできません。**

- 申請先：お近くの健康づくりセンターまたは健康増進課
- 申請方法：窓口または郵送(電話での申請はできません)
- ※市民税課税状況等の確認同意が必要となるため、書面での申請が必要です。



注意



無料接種券の発行までに2週間
程度かかることがありますので、
余裕をもって申請してください

詳しくは



市ホームページ

带状疱疹ワクチン任意接種について



【接種費用の一部助成制度があります】

問い合わせ先
健康福祉部健康増進課
担当 調整・予防グループ
TEL 053-453-6119

(1) 対象者

接種日に**浜松市に住民登録のある50歳以上の方**

(2) 開始日

令和6年4月1日 ※開始日前に接種した分について、払い戻しはありません

(3) 助成額

3,500円／回（生ワクチンは1回、不活化ワクチンは2回）

※接種費用から助成額分が差し引かれます。（浜松市への申請不要）

※原則**市内委託医療機関**にて接種します。やむを得ず市内委託医療機関以外で接種を希望する場合は、助成方法が異なりますのでお問い合わせください。

市内委託医療機関一覧



市ホームページ

詳しくは



市ホームページ

児童福祉施設等における 建築基準法の運用について

問い合わせ先
都市整備部 建築行政課
建築確認検査グループ
TEL 053-457-2472



1. 確認申請について

・施設を新築、増築等を行う場合に、建築物が建築基準法関係規定に適合しているか、市や民間の確認検査機関に確認してもらう手続きのこと。

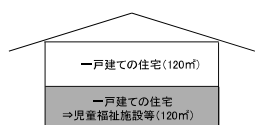
建築基準法の確認を受けないと・・・

・ **建物の使用禁止** ・ **大規模な是正工事** が必要となることがあります！

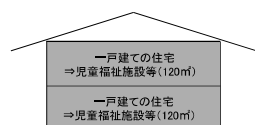
・既存の建築物の用途を変更し、児童福祉施設等を営業する場合においても、用途を変更する面積が200㎡を超える場合には、用途変更の確認申請が必要となります。

**確認申請が不要な場合であっても、建築基準関係規定を遵守する必要があります！
まずは建築士に相談を！**

(例) 用途変更部分



今回用途変更部分の床面積が
200㎡を超えないため、
申請不要
※建築基準関係規定は
遵守する必要があります



今回用途変更部分の床面積が
200㎡を超えるため、
申請必要

2. 児童福祉施設等に必要な設備の例

・「児童福祉施設等」には、安全に避難するために規模等に応じて防火や避難に関する様々な設備が必要となります。

○排煙設備

火災時に発生する有毒な煙を排出して、避難経路を確保するのが排煙設備です。
排煙設備は、窓による自然排煙設備と、ファンにより煙を排出する機械排煙設備があります。

○防火上主要な間仕切壁

火災時に安全に避難できること、火災の急激な拡大を抑えること等を目的に一定単位ごとの区画及び避難経路とその他の部分との区画をする壁のことです。

○非常用照明

災害時に停電しても避難活動を可能にするために、取り付けられる非常用照明器具です。
非常用照明は、停電の際、自動的に非常電源に切り替わり点灯します。

○防火戸

火災時に発生する有毒な煙や炎を遮断し、避難経路を確保するのが防火戸です。
常時閉鎖式防火戸と煙や熱を感知して閉鎖する随時閉鎖式防火戸があります。

○階段寸法

2階以上の部分を児童福祉施設等(2階以上の部分を事務室等)として使用する場合には、利用者が安全に避難できるようにするために、緩やかで昇降しやすい階段が必要となり、大規模な改修工事が伴う場合があります。



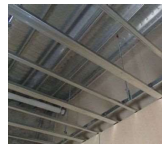
(バッテリー内蔵式非常用照明装置の例)



(常時閉鎖式防火戸の例)



(自然排煙設備の例)



(防火上主要な間仕切壁の例)

建築基準法第12条に基づく 定期報告制度のお知らせ

問い合わせ先
都市整備部 建築行政課 
担当 建築安全グループ 浜松市
TEL 053-457-2473

1. 概要

・政令（国）及び特定行政庁（浜松市）が定める建築物の所有者又は管理者は、当該建築物及び建築設備等を定期に資格者※に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（浜松市長）に報告しなければなりません。【建築基準法第12条第1項及び第3項】

※資格者・・・一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、建築設備検査員、防火設備検査員

・定期報告をすべきである建築物の報告義務を怠った場合や、虚偽の報告を行った場合は、罰則の対象（百万円以下の罰金）となります。【建築基準法第101条第1項第二号】

定期報告は、所有者・管理者の義務です！

2. 定期報告の種類

定期報告の種類は、以下の4つです。

- ・特定建築物（敷地・建物全体の調査）
- ・建築設備（換気設備・排煙設備・非常用の照明装置の検査）
- ・防火設備（随時閉鎖式の防火扉・防火シャッター等の検査）
- ・昇降機等（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等）

3. 対象用途・規模・報告時期等

■特定建築物・建築設備・防火設備・・・下表による



対象用途	規模		報告年・時期
児童福祉施設等（通所施設を除く）	国による指定（対象用途部分が避難階のみにあるものは対象外）	①3階以上にあるもの（100㎡超）	特定建築物：西暦奇数年度（8月1日～11月30日） 建築設備、防火設備：毎年（8月1日～11月30日）
		②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上	
		③地階にあるもの（100㎡超）	
共同住宅、寄宿舎	浜松市による指定	④対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの	
		①3階以上にあるもの（100㎡超）	
		②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上	
		③地階にあるもの（100㎡超）	

※ 該当する対象用途の床面積が200㎡以下の場合は、上表の規模に関わらず、対象外です。

※ 防火設備の定期報告については、上表の規模に関わらず、対象用途の床面積が200㎡超の建築物も対象です。

■昇降機等・・・＜対象用途、規模＞ 全ての建築物

＜報告年・時期＞ 毎年（検査済証の交付日前後30日まで）

（参考）対象用途について

【児童福祉施設等】・・・①児童福祉施設、②幼保連携型認定こども園、③助産所、④身体障害者社会参加支援施設、⑤保護施設、⑥婦人保護施設、⑦老人福祉施設、⑧有料老人ホーム、⑨母子保健施設、⑩障害者支援施設、⑪地域活動支援センター、⑫福祉ホーム、⑬障害福祉サービス事業の事業所
【共同住宅、寄宿舎】・・・①サービス付高齢者向け住宅、②認知症高齢者グループホーム、③障害者グループホーム

未届有料老人ホームに係る情報提供について



問い合わせ先:
健康福祉部高齢者福祉課
担当 施設福祉グループ
TEL. 053-457-2886

高齢者が安心して暮らせる住まいの適切な確保にあたっては、有料老人ホームの適確な把握とその指導が必要であることから、本市においては、未届施設の把握、届出強化を図っております。

皆様の日頃の活動の中で、有料老人ホームに該当する施設で、市に老人福祉法に基づく届出を行っていない(未届)と思われる施設がありましたら、随時高齢者福祉課まで情報提供をお願いいたします。

なお、浜松市内のすべてのサービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームの定義に該当するサービスを行っていることから、有料老人ホームに該当します。

ただし、サ高住の登録を受けた有料老人ホームは、老人福祉法に基づく届出は不要です。

1 有料老人ホームとは

高齢者を入居させ、「入浴排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」、「健康管理」の少なくとも一つ以上のサービスを提供する施設。

2 届出済み施設一覧(令和6年7月1日現在) 47施設



※有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていない施設)

区(施設数)	届出施設名称
中央区(38)	-鴨江-謝老夢、ターミナルケアホーム天寿、フローレンスときわ、有料老人ホームてとて、カームステージ佐鳴台、うつくしの家小豆餅、ブリアデス合和、ベストライフ浜松和合、オリーブの家、医心館 浜松、坂の上メディガーデン半田山、シニアマンション半田山九重、アクアホーム浜松東、-天王-謝老夢、アクアホーム浜松下石田、リヤンド(絆)・浜松東、望実有料老人ホーム、グループリビングやわらぎ、サニーライフ浜松、アクアホーム浜松入野、リフレッシュライフ志都呂、フローレンス、ハッピーホーム舞阪、伍縁荘、フルオブラライフ砂丘、つどいの家ひまわり、ラクラス広沢レジデンス、三つ山晴風苑、ラクラス富塚レジデンス、さわやかはままつ館、そんぼの家浜松高丘、ベストライフ浜松、ベストライフ浜松東、そんぼの家浜松、介護付き有料老人ホーム夢眠はままつにし、アマノ・サンハート、あおぞら中ノ町、あおぞらライフ大蒲
浜名区(8)	ライフケア金指、ウェルネス浜名湖、みかんの郷、有料老人ホーム西美園、ハレルヤ奥浜名湖、浜名湖エデンの園、浜松ゆうゆうの里、アンサンブル浜松尾野
天竜区(1)	ひいろ

3 サ高住登録済み施設一覧（令和6年7月1日現在） 45施設



※有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている施設）

区（施設数）	登録施設名称
中央区（36）	櫻乃苑 浜松鍛冶町、なごやかレジデンス浜松舘塚、 なごやかレジデンス浜松山手、アンジェス浜松中沢、ココファン浜松成子、 アンジェス浜松佐鳴台、櫻乃苑 浜松富塚、おおるり富塚、 ふるさとホーム浜松西、ここえ高丘、シャトー高丘サービス付き高齢者向け住宅、 クレセント和合、なごやかレジデンス浜松助信、アイケアおおるり上島、 ココファン浜松高林、ケアガーデン長上苑、かがやきレジデンス浜松海老塚、 いにしへの里大瀬、おおるり笠井、アモーレ和田、アイケアおおるり天竜川駅前、 泉プラチナホーム篠ヶ瀬、なごやかレジデンス浜松薬師、アモーレ大蒲、 ライフケアアダージョ大平台、ゴールドエイジ浜松、 ヘルスサポートマンション・ゆめの組曲、ARCO浜名湖クレセント21、 アモーレ駅南、おおるり三島、フローレンス白羽、 シャトー新橋サービス付き高齢者向け住宅、ハートライフ初生、 ラクラス上島レジデンス、クオリティリビングシンフォニー、坂の上ガーデン幸
浜名区（7）	ここえ浜名湖、ふるさとホーム浜松いなさ、井伊谷メディカルコートガーデン、 あい湖、ふるさとホーム浜北、アイケアおおるり西美蘭、 サービス付き高齢者向け住宅メディカルテラス
天竜区（2）	櫻乃苑 浜松天竜プレミアフロア、櫻乃苑 浜松天竜

高齢者の救急について

問い合わせ先
消防局 警防課
担当 救急管理・推進グループ
TEL 053-475-7562

- ・ 令和5年の救急件数は、
43,868件（過去最高）
- ・ 高齢者（65歳以上）の搬送件数は、
24,397件（過去最高）
- ・ 24,397件のうち
約15,000件（約61%）は、住宅で発生

24,397件のうち

- ・ 急病は、16,389人（67.2%）
- ・ 入院を必要とする中等症以上は、15,829人（64.9%）
- ・ 軽症は、8,568人（35.1%）

※ 成人では、

- ・ 中等症以上は、37.6%
- ・ 軽症は、62.4%

予防救急を心がけましょう！！

事故を未然に防ぐ取組を「予防救急」と言います。
ご自宅内で起きる事故の中には「ほんの少しの注意」や「事前の対策」で防げることがあります。事故の原因を知って、未然に防ぎましょう！！

高齢者と子供に多い事故は・・・

転 倒 風呂場、段差、洗面所段差、玄関、廊下など

- 段差につまずかないよう靴をつけましょう。
- 少しの段差や濡れた床などで転ぶ可能性があります。
- 転倒を防ぐために整理整頓を心がけましょう。
- 階段、廊下、玄関、浴室など滑り止め対策をしましょう。

転 落 階段、ベッド、脚立、椅子、窓、ベランダなど

- 階段などには手すりを設置しましょう。
- ベッドにも転落防止の柵をつけましょう。
- 脚立などを使用する時は補助者に支えてもらいましょう。
- 転落防止の柵をつけたり、踏み台になるものを置かないようにしましょう。

窒息・誤飲 食物（餅・肉等）、薬等の包装、たばこ、電池など

- 細かく咀嚼、ゆっくりよく噛むことで窒息予防
- お茶などの水分を取りながら食事をしましょう。
- 息に詰まらけて、あわてさせないように気をつけましょう。
- 飲み込みそうなものは、子供の手に届くところに置かないように注意しましょう。

ぶつかる 家具、人、柱、ドア、机の角、テーブルの角など

- 慌てず、周りをよく見て行動しましょう。
- 道路などに物を置かないようにしましょう。
- 角の部分は十分な明るさを確保しましょう。
- 角の部分はやわらかいもので保護しておくなど、ぶつけてもいいように工夫しましょう。

浜松市消防局発行 119救急ガイドから抜粋

救急隊からのお願い

☆ **普段から**

- ① 予防救急を心がけましょう → **利用者の生活状況から危険予知をお願いします**
- ② 必要な情報を、普段から把握しましょう
（通院中の医療機関名、服薬情報、キーパーソンの情報など）
- ③ ②の情報を、更新しましょう（常に最新に維持） → **情報が古いままであることがあります**
- ④ かかりつけ医への連絡 → **（状況により）かかりつけ医へ相談しましょう**

☆ **救急車を呼んだら**

- ⑤ 救急要請に至った経緯を整理 → 症状の経緯や発見時の状況、普段のADLなど
- ⑥ **保険証（マイナ保険証）、お薬手帳、キーパーソンの連絡先を準備してください**
- ⑦ 容態に変化があったならば、もう一度、119番通報してもOK

☆ **救急車が到着したら**

- ⑧ ②の情報と共に傷病者の状態を教えてください
- ⑨ かかりつけ医や嘱託医の指示があれば、教えてください
- ⑩ 家族等のキーパーソンへの連絡の有無とその連絡先を教えてください

※ かかりつけ医や嘱託医との連携は、時間帯などによっては難しいこともあるかと思いますが、普段の受診状況は、病院での治療にとって大切な情報になりますので、可能な限りの連携をお願いします

防災物品について

問い合わせ先
消防局予防課
担当 査察・違反是正グループ
TEL 053-475-7541



消防法により社会福祉施設等で使用するカーテン、じゅうたん等は、一定基準以上の防災性能を有する防災物品でなければなりません。

防災物品の種類	規制対象となるもの
カーテン、布製ブラインド	すべて
のれん	下げ丈1メートル以上のもの
じゅうたん等の敷物	2平方メートル以上のもの

防災の表示について



防災物品として、防災性能を有する旨の表示は下図のとおりです。

カーテン、じゅうたん等を購入する場合は、この表示を確認してください。

消防庁登録者番号
防 災
登録確認機関名 ○○○○○○○○○

社会福祉施設等における防火安全対策

問い合わせ先
消防局予防課
担当 査察・違反是正グループ
TEL 053-475-7541



1 日常の建物管理について

- (1) 建物火災の主な出火原因は、こんろ、ストーブ、たばこに関するものが多いため、喫煙ルールの徹底及び火気を使用する機器の特性を理解し、適切な取り扱いをしてください。
- (2) 階段、避難口等に物が置かれていたり、有事の際に避難できないばかりか、火災が発生した場合に、延焼拡大するおそれがありますので、これらの避難施設を適正に維持管理してください。

2 消防用設備等の設置及び維持管理について

消防用設備等を正しく設置するとともに、有事の際に確実に使用できるよう、定期的な点検により適切に維持管理をしてください。

3 消防訓練について

火災等の災害が発生した場合に、被害を最小限に抑えるためには、定期的な訓練の実施が重要です。特に従業員の少ない夜間を想定した訓練を実施するとより効果的です。

また、訓練実施後には良かった点や反省点を確認して、今後の訓練に活かすようにしてください。

4 火災発生時の対応について

万が一、火災が発生した場合には迅速な対応が必要です。

被害を最小限に抑えるため、避難誘導、初期消火、消防機関への通報など、日頃から火災時の初動対応を確認しておきましょう。



結核発生時の対応

問い合わせ先
健康福祉部生活衛生課 浜松市
担当 感染症対策グループ
TEL 053-453-6118

令和4年に浜松市内で結核と診断された患者数は60人、そのうち65歳以上の方は40人で全体の約67%を占めています。

- ・ 入所者の健康観察(咳・痰など)を行い、結核を疑う症状がある場合は医師の診断を受けてください。
- ・ 職員の方も年1回は胸部レントゲン検査を受けてください。
- ・ 入所者や職員の中で、万が一、結核患者が発生した場合は、「結核院内(施設用)感染対策の手引き」を参考に、生活衛生課へ連絡してください。

インフルエンザ等対策

問い合わせ先
健康福祉部生活衛生課 浜松市
担当 感染症対策グループ
TEL 053-453-6118

➤ 流行前のワクチン接種と、流行期の手洗い、マスクの着用、十分な換気で感染予防

換気は、室温18~28℃、湿度40~70%、二酸化炭素濃度おおむね1,000ppm以下(※)を目安に。

※二酸化炭素濃度測定器(CO2センサー)で確認できます。

➤ かかったかな？と思ったら、早めの受診

医師の指示どおりに薬を服用し、安静にして休養をとりましょう。
水分を十分補給しましょう。

➤ 日頃から、「咳エチケット」を習慣に

咳やくしゃみが出るときは、「周囲の人から顔をそらす」「そで口やティッシュなどで口をおおい、手で受けた時は手を洗う」など。

ノロウイルス感染拡大防止対策

問い合わせ先
健康福祉部生活衛生課
担当 感染症対策グループ
TEL 053-453-6118



ノロウイルスの感染拡大を防止するには、おう吐物、便等を適切に処理することが必要です。

【消毒液の作り方】

目的	食器・カーテンなどの消毒や拭き取り		おう吐物の処理	
塩素濃度(ppm)	200		1,000	
製品の濃度	消毒液	水	消毒液	水
12%（業務用）	5 ml	3 ㇲ	25 ml	3 ㇲ
6%（家庭用）	10 ml	3 ㇲ	50 ml	3 ㇲ
1%	60 ml	3 ㇲ	300 ml	3 ㇲ

その他、市販の汚物処理セットが便利です。

ノロウイルス感染拡大防止対策

問い合わせ先
健康福祉部生活衛生課
担当 感染症対策グループ
TEL 053-453-6118



【処理方法】

- ①窓を開けるなど換気をします。
- ②使い捨てのマスクやガウン、手袋などを着用します。
- ③ペーパータオル等で静かに拭き取り、1,000ppmの塩素で消毒後、水ぶきをします。
- ④拭き取ったおう吐物や使用後の手袋などは、ビニール袋に密閉して廃棄します。その際、できればビニール袋の中で1,000ppmの塩素液に浸します。
- ⑤しぶきなどを吸い込まないようにします。
- ⑥処理が終わったら石けんを付けて「ていねいに手洗い」をします。

ノロウイルス食中毒予防対策

問い合わせ先
健康福祉部生活衛生課 浜松市
担当 食品安全対策グループ
TEL 053-453-6114

- 十分な加熱を行う

中心部を85～90℃で90秒以上加熱

- 手洗いを確実に実施する

ウイルスを洗い落とす

- 体調不良者は調理しない

ノロウイルスに感染した調理者を介して汚染された食品を原因とする食中毒事例が多い。胃腸炎症状がある人は調理に携わらない。また、症状がおさまってからもしばらくはウイルスの排出は続く。

- アルコール消毒がほとんど効かない

次亜塩素酸ナトリウムを使用する

- トイレの衛生管理を適切に実施する



レジオネラ症防止対策

問い合わせ先
健康福祉部生活衛生課 浜松市
担当 生活衛生グループ
TEL 053-453-6112

- レジオネラ症とは

レジオネラ属菌が原因の感染症です。高齢者や入院患者などの抵抗力の弱い方が発症した場合、重症化し、死に至ることがあります。

- 主な感染源は入浴施設です

- ①入浴施設のぬめり＝生物膜はレジオネラ属菌の温床です。
- ②循環式の浴槽の配管などは、清掃が難しく水が滞留しやすいため、ぬめりが発生して、レジオネラ属菌が爆発的に増殖する可能性があります。
- ③追い炊き、ジャグジー、バイブラなどの装置も清掃が難しく、循環式と同様にぬめりが発生しやすい装置であり、要注意です。
- ④打たせ湯やジャグジーなどは、エアロゾル（細かい水しぶき）が発生するため、レジオネラ属菌を含む水を吸い込むリスクの高い装置です。

レジオネラ症防止対策

問い合わせ先
健康福祉部生活衛生課 浜松市
担当 生活衛生グループ
TEL 053-453-6112

施設の清掃・消毒を徹底し、定期的な水質検査を実施してください。

※循環ろ過式浴槽の衛生管理の例（参考）：公衆浴場等の管理の例

管理対象	管理内容	管理頻度
浴槽水	水質検査（レジオネラ属菌他3項目）	1年に2回以上
浴槽水	消毒（遊離残留塩素濃度0.4mg/L以上に維持）	使用の都度
浴槽・洗い場	完全に換水し清掃	1週間に1回以上
ろ過器	洗浄・消毒（逆洗浄し高濃度塩素で消毒）	1週間に1回以上
循環配管	消毒（高濃度塩素を循環させて消毒）	1週間に1回以上
集毛器	清掃・消毒	毎日

★レジオネラ症の患者が発生したら、保健所に連絡相談してください。

7

生活保護法による指定について

問い合わせ先
健康福祉部福祉総務課 浜松市
担当 生活保護グループ
TEL 053-457-2032

生活保護法による介護扶助等は指定された介護機関に委託して行われます。

- 平成26年7月1日以降、介護保険法で指定又は開設許可がなされた事業者は、別段の申出※がない限り、生活保護法の指定介護機関としてみなし指定を受けます。
- 一方、平成26年6月30日以前に介護保険法で指定されたものの、事業所の名称や所在地等、登録内容が変更となった生活保護法での指定を受けていない場合はみなし指定の対象となりません。申請書※の提出が必要です。
- 事業所の名称や所在地等、登録内容が変更となった場合には、介護保険法による手続きとは別に、生活保護法による変更届※の提出が必要です。

※手続きは窓口（福祉総務課）または市ホームページで申請書等を入手し、必要事項をご記入の上、窓口へ提出してください。

指定介護機関に守っていただくこと



- 指定介護機関は、懇切丁寧に生活保護受給者への介護を担当しなければなりません。（生活保護法第50条第1項）
- 浜松市長は、指定介護機関に対して個別指導を行います。指定介護機関は、その指導に従わなければなりません。（同法第50条第2項）
- 上記の規定に違反したときは、生活保護法による指定を取り消すことがあります。（同法第51条第2項第3号）
- 浜松市長は、介護扶助に関して必要があると認めるときは、指定介護機関若しくは指定介護機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業員であった者に対して報告若しくは介護記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、当該職員に関係者に対して質問させ、実地に検査することができます。（同法第54条第1項）

2024年度 浜松市の外国人の雇用に関する 施策の紹介

浜松市 産業部 産業振興課
浜松市 企画調整部 国際課

浜松市外国人材活躍宣言事業所認定制度

浜松市
HAMAMATSU CITY
Innovation Initiative

外国人材の活躍推進に積極的に取り組む事業所を認定・公表することで、外国人材の確保・定着・活躍促進並びに就労環境の向上を図る（2021.10～）



認定事業者数：32社（2024.4.1現在）

①優秀な外国人材の確保につながる
認定マークで事業所のイメージアップ！外国人の応募につながります。
※や浜松国際交流協会のサイトでは、企業との取り組みをご紹介。

②市の発注業務で優遇される
浜松市が発注する建設工事の入札における総合評価方式の評価項目で
加点があります。その他、市発注の物品購入や業務委託において優先調達！

③多文化共生に関する相談を受けられる
アドバイザーによる外国人材の定着支援、日本人社員への異文化理解研修など
各種のサポートを受けられます（認定後1回分は無料）。

④日本語学習へのサポートがある
①オンライン日本語学習コースを3名分まで無料で利用可能 [詳細はこちら](#)

コース	JLPT日本語能力試験 対策コース	BJTビジネス日本語能力試験 対策コース
レベル	N1～N5のレベルで受講可能	N2レベル以上の日本語能力をお持ちの方向け

②外国人材等日本語学習支援事業費補助金の交付上限が増額
定着促進のために企業が負担した日本語学習費用の半額が戻ります。

	N3合格者 補助額	N2/N1合格者 補助額
浜松市外国人材活躍宣言事業所	上限40万円	上限50万円
上記以外	上限30万円	上限40万円

浜松市

HAMAMATSU CITY

Innovation Initiative

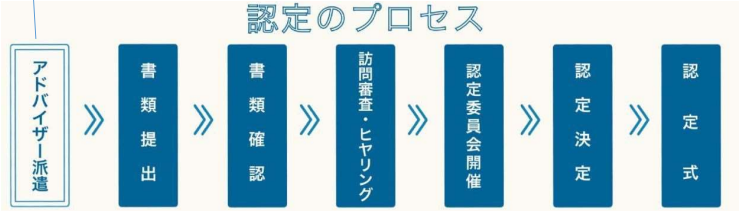
▶▶

外国人材の活躍促進を進めるためのサポート

認定を目指している浜松市内の事業所に
アドバイザーを無料で派遣します！



社会保険労務士、または外国人材雇用・定着支援にかかわるキャリア
コンサルタントが、外国人材のさらなる定着・活躍促進、就労環境の
向上を支援します。
*1事業所につき2時間以内を2回まで
※1 本年度の認定を目指して、アドバイザーの派遣を希望する場合は、6月18日までに申請してください。
※2 派遣申請書は浜松市HP及び「はままつ多文化共生・国際交流ポータルサイトHAMAPQ」からダウンロードできます。



チェック項目（60項目）

外国人材の適正な雇用管理【労務】＋外国人材活躍のための創意・工夫【多文化共生】

募集及び採用（4）／労働条件の確保（10）／安全衛生の確保（9）／労働・社保の適用等（3）／
人事管理・教育訓練、福利厚生等（16）／解雇等の予防及び再就職の援助等（3）／創意・工夫（15）

【拡充】▶▶

浜松市外国人材等日本語学習支援事業費補助金

浜松市

HAMAMATSU CITY

Innovation Initiative

対 象 事 業 所	浜松市内に営業所・事業所等がある法人、又は浜松市内で事業を営む個人事業主
申 請 要 件	●外国人材の要件： 住居ならびに勤務先が浜松市内であること 日本語能力試験（JLPT）、N3・N2・N1に過去1年以内に合格している ●事業所の要件： 日本語学習に関わる経費（学費・教材費等）を企業が全額負担している
対 象 経 費	日本語学校や日本語教室での学習に要する経費の2分の1以内 ●N3合格者： 1名につき上限30万円 ●N2・N1合格者： 1名につき上限40万円 ※外国人材活躍宣言事業所は上限が10万円引き上げられます。

【新規】

浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金

浜松市
HAMAMATSU CITY
Innovation Initiative

対象事業所	①②を満たす事業所 ①浜松市内に主たる事業所がある法人、又は浜松市内で事業を営む個人事業主 ②対象となる外国人材を年度中に新規で雇用する事業所
対象人材	令和6年度に新規で雇用する以下の在留資格を持つ外国人材 ●高度外国人材: 在留資格:高度専門職・経営・管理・法律・会計業務・研究・技術・人文知識・国際業務・企業内転勤 ●介護人材:在留資格:介護・特定活動(介護福祉士の登録を受けている場合) ※介護人材に関しては年度内に介護福祉士に合格した者も含む ※雇用期間は1年以上 ※住居ならびに勤務先も浜松市内
補助の対象	●住宅の賃料:上限6か月分の経費の2分の1以内 ※上限:外国人材1人あたり15万円、1事業所あたり150万円 ●定着支援にかかる事業:経費の2分の1以内 ※上限:事業所あたり20万円 ●新生活に伴う転居や生活・行政手続き等の支援 (例:通訳・翻訳にかかる料金など) ●日本のビジネスマナー・生活習慣・文化理解の促進、企業の制度理解促進のための事業 (例:各種研修実施のための講師謝金、会場使用料、委託料など) ●事業所内の多言語化や日本語学習等のコミュニケーション支援 (例:日本語学習のための授業料、教材費、会場使用料、委託料など)

【新規】海外人材獲得事業

■背景・目的

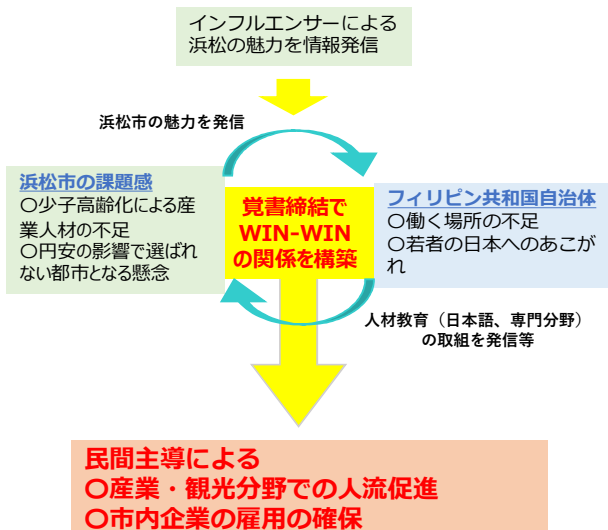
本市の魅力を海外に発信するとともに、海外都市との交流を深めることで、外国人から働く場所等として「選ばれる都市」を目指し、人手不足の課題を抱える企業等が進めている海外人材の獲得を促進する。

■事業概要

- ①フィリピン共和国自治体との覚書締結
産業人材の獲得やインバウンドの拡大等を目的とした覚書を締結する。
- ②インフルエンサーを活用した浜松の魅力・浜松ライフの情報発信
ただし、土・日・祝日、年末年始及びクリエート浜松の休館日を除く。
 - フィリピンを拠点に活動する日本の俳優、歌手、タレント、YouTuber
 - 静岡県浜松市出身、本市の観光大使「やらまいかアンバサダー」(2020年6月)
 - フィリピンで一番有名な日本人といわれている



■事業イメージ



外国人の雇用・就労に関する相談事業（浜松市外国人雇用サポートデスク）

■背景・目的

浜松地域の産業を担う人材・労働力を確保するため、市内企業等を対象に外国人労働者の受け入れに関する相談及び外国人の就労に関する相談窓口を多文化共生センターに設置し、総合相談ワンストップセンターとして相談支援を実施する。

■事業概要

①外国人材のマッチングサポート

浜松市外国人雇用サポートデスクでは、浜松市内の事業所と外国人市民を無料でマッチングします。また、キャリアコンサルタントの国家資格を持つ相談員が外国人材の雇用から定着まで親身にサポート。

（企業向け）

- （１）外国人材の雇用についての相談
- （２）入社までの伴走支援
- （３）採用後の定着支援

（外国人求職者向け）

- （１）就職に関する相談
- （２）内定までの伴走支援
- （３）入社後の定着支援



②令和6年4月1日から令和7年3月31日の間
ただし、土・日・祝日、年末年始及びクリエート浜松の休館日を除く。

■事業イメージ

場 所：クリエート浜松4階 浜松市多文化共生センター内
浜松市中央区早馬町2-1
開館日：令和6年4月1日から令和7年3月31日の間
ただし、土・日・祝日、年末年始及びクリエート浜松の休館日を除く。
時 間：9:00～17:00
連絡先：053-458-2170

浜松市多文化共生センター

前身の国際交流センターは1992年開設。

2008年7月改称。

○地域共生事業 ○多文化防災

○人材育成事業

○多様性を生かしたまちづくり

○多文化共生理解促進、活動支援事業

浜松市多文化共生総合相談ワンストップセンター

2019年7月多文化共生センター内に拡充

○母語による相談

（英・ポ・ワ・ハ・スベ・インドネシア）

○専門機関と連携したソングメンツ／相談

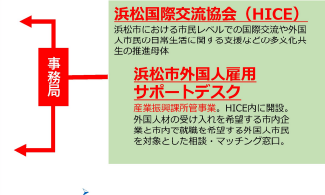
・在留手続き相談（出入国在留管理庁）

・メンタルヘルス相談（市精神保健福祉センター）

・法律相談（静岡県弁護士会）

・行政書士相談（静岡県行政書士会西遠支部）

・税務相談（東海税理士会浜松西支部）



■事業実績 ※令和5年度

総合相談件数2,280件（企業相談：708件 求職者相談：1,572件）

働き方改革等推進事業

■背景・目的

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会を目指すため、働き方改革等を推進し、誰もが働きやすい労働環境の整備を図る。

■事業概要

■ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証事業

従業員の仕事と生活の両立支援や働き方改革の推進に取り組む事業所を募集し、認証を受けた事業所やその取り組み等を発信することで、ワーク・ライフ・バランス等の推進を図る。

■ワーク・ライフ・バランス等アドバイザー派遣事業

ワーク・ライフ・バランス等に配慮した働きやすい職場環境づくりを目指す事業所の希望に応じて、無料で専門家（社会保険労務士）を派遣する。（最大4回まで）

■働き方改革等推進セミナー

市内事業所を対象に働き方改革等を推進するためのセミナーを開催

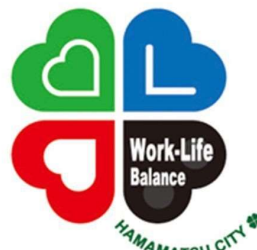
ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証事業
申請期間は、令和6年7月1日～7月31日となっています。
詳細は、浜松市ホームページをご覧ください。→



◆ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の特典

- ①事業所のイメージアップ（下記認証マークの使用、市HP等で紹介）
- ②市が発注する建設工事・物品購入・業務委託における優遇措置
- ③市主催のイベント等における出展優遇措置、
浜松市ホームページ等における認定事業所の周知
- ④浜松市奨学金返還支援事業における優遇措置

■事業イメージ



ワーク・ライフ・バランス等
推進事業所認証マーク

■事業実績 ※令和5年度

事業所認証数：11社（認証総数139社）
アドバイザー派遣：8社（計26回） 働き方改革セミナー参加者：57人

【拡充】外国人メンターによる就労・起業促進事業

■背景・目的

外国人雇用サポートデスクを利用する外国人留学生等を対象に、就労や起業、生活等の相談を同じ国籍の先輩等へ気軽に相談できる体制を整備し、外国人留学生等の地域への愛着や地域で働くことへの関心を高め、市内への就労・起業の促進を図る。

特色 静岡大学がABP（アジア・ブリッジ・プログラム）を推進しているため、浜松キャンパス（工学部）に優秀な留学生が多数在籍



■事業概要

- ①留学生からの就労や起業に関する個別相談の対応
- ②メンターと留学生、市内企業との交流会の開催

■事業イメージ

＜概念図＞



メンターの国籍

- ・中国（1名） ・ベトナム（2名） ・バングラディシュ（2名）
- ・インドネシア（1名） ・インド（2名）

■事業実績 ※令和5年度

- ①個別相談 52件対応
- ②メンターと留学生、市内企業との交流会 延べ83名参加

【拡充】外国人留学生就職支援事業

■背景・目的

外国人留学生の市内就職を促進するため、市内企業が持つ技術等と外国人留学生の能力をマッチングする取組等を実施し、浜松地域における産業人材を確保する。

■事業概要

- ①外国人留学生等と市内企業のジョブマッチングフェアの開催
 - 内容：合同企業説明会
 - 対象：市内企業と市内外の外国人留学生開催
 - 時期：6月頃
- ②インターンシップマッチングイベントの開催
 - 内容：インターンシップ受入れ企業と留学生のマッチング
 - 対象：市内企業と市内外の外国人留学生開催
 - 回数：年2回
- ③留学生の個別就労サポート
 - 内容：内定までの個別伴走支援
 - 対象：イベントに参加した外国人留学生
- ④外国人雇用に関するセミナーの開催
 - 内容：成功事例の紹介や専門家による講演
 - 対象：市内企業

■事業イメージ



■事業実績 ※令和6年度

- ①ジョブマッチングフェア 参加企業19社 参加留学生 49名